

財務省告示第二百五十四号

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第
四項に規定する同法第二条第一号の入出力装置を設置する税関の件（平成十一年十月大蔵省告示第三
百一号）の一部を次のように改正し、平成十八年六月二十六日から適用する。

平成十八年六月十九日

財務大臣 谷垣 禎一

第五号を次のように改める。

五 名古屋税関中部空港税関支署中部外郵出張所